

感 対 第 1 3 4 0 号
令 和 6 年 4 月 1 日

県内診療所 管理者 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和（公印省略）

医療措置協定締結に向けた調査の再実施について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月9日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が改正され、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えるため、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、病床の確保や発熱外来の実施等の感染症対応に係る措置について、都道府県知事と医療機関の管理者との間で感染症対応に係る協定を締結する枠組みが法定化されました。

これを受け、本県では、令和5年11月6日付け感対第767号「医療措置協定締結に向けた調査について（依頼）」に基づき、協定締結の意向を調査いたしました。

また、当該調査実施後も、埼玉県医師会との共催で県内診療所を対象に感染症法に基づく医療措置協定に関する説明会の開催や郡市医師会に対する個別説明を実施しているところでございます。

つきましては、令和5年11月6日から開始した「医療措置協定締結に向けた調査」を改めて実施したいと存じますので、下記回答フォーム（埼玉県電子申請・届出サービス）から令和6年5月31日（金）までに御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 回答方法

施設区分に応じて、以下の URL 又は QR コードから回答フォームへアクセスしていただき、調査に御回答ください。

(1) 有床診療所の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62430



(2) 無床診療所の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62436



2 再調査への回答期限

令和6年5月31日(金)

なお、当該調査に既に回答済みであり当時の回答から変更がない場合は、改めての回答は不要です。

3 今後の流れについて(予定)

- ① 当該調査への回答を基に医療措置協定書の案をこちらで作成いたします。
※複数回回答している場合は、最新の回答を基に作成いたします。
- ② 当該調査の質問項目「1. 担当者情報(4) メールアドレス」でご回答いただいた連絡先宛てに医療措置協定書の案をお送りします。
- ③ 医療措置協定書の案で定められた措置の内容や医療機関情報等に誤りがないか確認していただき、適宜修正いたします。

②の工程につきましては、準備が整い次第となります。お時間をいただき大変申し訳ありませんが、何卒ご理解のほどよろしく願いいたします

担 当：保健医療部感染症対策課 企画担当

電 話：048-830-7503

FAX：048-830-4808

E-mail：a7500-13@pref.saitama.lg.jp